- 1 相馬地方広域消防内におけるパワーハラスメント (第8事案)
  - (1) 処分年月日 令和6年12月24日
  - (2)被処分者 南相馬消防署鹿島分署 消防司令 男 51歳
  - (3) 処分内容
    - ① 懲戒処分 減給1/10 3か月間
  - (4) 処分理由
    - ① 懲戒処分
    - (ア) 平成22年頃から平成31年頃にかけて、当該職員は複数の後輩職員 らに対し、相手がミスをした時など、日常的に、「こんなことも出来ない のか」「こんなことも知らないのか」「なんで出来ないんだ」などと言っ ていた。
    - (イ) 平成22年頃から平成31年頃にかけて、当該職員は複数の後輩職員らに対して、飲み会のための自宅への送り迎えをさせる、多忙の状況でも調理に手のかかる食事を作るよう指示する、非番の相手職員に食材や宝くじを購入させ届けさせる、職員数名から金銭を集めて購入した職場で使用する調理器具を他の職員の同意を得ず自分の異動先に持っていき独占使用する等、当該職員の私事や専ら嗜好に関わる事項について、当該職員の意向に沿う対応をさせていた。
    - (ウ) 平成22年頃から平成31年頃にかけて、当該職員は複数の後輩職員 らに対して、日常的に、自分の都合の良いように自分と後輩の休暇を交 換させていた。
    - (エ) 平成22年頃から平成31年頃にかけて、当該職員は、自身の指示に 対応するよう求めたことについて後輩職員らが自身の意に沿わない行動 をとったとき等に、頭を殴る、頭を平手で叩くなどの暴力を行うことが あった。
    - (オ) 令和5年度において、当該職員は、後輩職員に対し、業務上のやりとりに関して、威圧的に「お前はこんなことも知らないのか、もういい!」などと言って電話を一方的にガチャンと切った。
    - (カ) 当該職員は、平成31年2月、所属する消防署の署長が「ハラスメント撲滅宣言」との貼り紙を署内に掲示した際、「公休の交代 土日は1サイクルの中で限られており、年代を問わずそれぞれ家族での計画等があると思われるので、絶対強要しないこと」「食事を作る際は社会通念上、夕方頃からが妥当であり、一般社会から指摘されるような、著しく妥当性を欠くような早い時間からは避けること。さらに、買い出しを非番員、他所属の職員を使うようなことは、現に慎むこと」との注意事項について、自身の行動が当てはまると認識したものと認められる。また、当該職員は、平成31年3月の異動の際、所属する消防署の副署長から、パワーハラスメントの訴えが複数出ていることを告げられ、注意を受けていた。

以上の規律違反により、地方公務員法第29条第1項、並びに相馬地 方広域市町村圏組合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例第2条及び 第3条の規定に基づき懲戒処分とした。

- 2 相馬地方広域消防内におけるパワーハラスメント (第9事案)
  - (1) 処分年月日 令和6年12月24日
  - (2)被 処 分 者 南相馬消防署飯舘分署 消防司令 男 51歳
  - (3) 処分内容
    - ① 懲戒処分 減給1/10 3か月間
  - (4) 処分理由
    - ① 懲戒処分
    - (ア) 平成23年頃から令和3年頃にかけて、当該職員は複数の後輩職員らに対し、相手がミスをした時など、日常的に、「ふざけてんのか」「こざかしい」「こんなことも分かんないのか」などと言っていた。
    - (イ) 令和4年から令和5年頃にかけて、当該職員は後輩職員に対し、相手がミスをした時など、日常的に、「こざかしい」「お前はパワーハラスメントと言っていい立場ではない」などと言っていた。
    - (ウ) 当該職員は、令和3年度において、厳しい口調によって職員が萎縮し、 不快な思いを感じていることを理由として、指導上の措置としての厳重 注意を受けていた。

以上の規律違反により、地方公務員法第29条第1項、並びに相馬地 方広域市町村圏組合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例第2条及び 第3条の規定に基づき懲戒処分とした。

- 3 相馬地方広域消防内におけるパワーハラスメント (第10事案)
  - (1) 処分年月日 令和6年12月24日
  - (2)被処分者 消防本部 消防司令 男 60歳
  - (3) 処分内容
    - ① 懲戒処分 戒告
  - (4) 処分理由
    - ① 懲戒処分
    - (ア) 平成28年頃、当該職員は、うつ伏せで休んでいる後輩職員の背中に 突然乗り、肋骨不全骨折の傷害を負わせた。

以上の規律違反により、地方公務員法第29条第1項、並びに相馬地 方広域市町村圏組合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例第2条の規 定に基づき懲戒処分とした。